イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑵　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３の⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑶　筆記試験一部免除者

①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。）（以下「認定者」という。）、③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。

⑷　筆記試験免除申請者

平成29年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。

⑸　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成30年４月１日（日曜日）現在において施行されているものとする。

５　試験場所

⑴　筆記試験

法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所

⑵　口述試験

筆記試験受験者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局（那覇地方法務局が指定する場所で筆記試験を受験した者については、福岡法務局）が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

６　受験申請受付期間

平成30年７月30日（月曜日）から同年８月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成30年８月10日までの消印があることを要する。

７　受験申請書類の提出先

那覇地方法務局が指定する場所を受験地とする者については、同地方法務局の総務課

それ以外の者については、受験地を管轄する法務局民事行政部総務課又は当該法務局の管区内にある地方法務局の総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

８　受験手数料

8,300円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

９　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、平成30年７月２日（月曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

平成30年11月21日（水曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）において、試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

平成31年１月９日（水曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内にある地方法務局において、それぞれ筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲示するほか、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載する。

なお、認定者については、その申請により、次回（平成31年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の試験が免除される。

11　最終合格者の発表

平成31年２月15日（金曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で筆記試験を受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内にある地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、平成31年３月８日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって、次回（平成31年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及びその後に行われる測量の筆記試験が免除される。

通関士試験公告

第52回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第５条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年７月２日　　財務大臣　麻生　太郎

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　平成30年10月14日（日）

２．試験科目及び時間

①通関業法　……午前９時30分から午前10時20分まで

②関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）　……午前11時00分から午後０時40分まで

③通関書類の作成要領その他通関手続の実務　……午後１時50分から午後３時30分まで

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、平成30年７月１日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２の規定において定義する認定通関業者に係るものを含む。

３．試験の方法等

⑴　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》　通関業法	35点（10問）	10点（10問）		
《２》　関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	45点（15問）	15点（15問）		
《３》　通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注２）				20点（２問）
その他通関手続の実務	10点（５問）	５点（５問）	10点（５問）	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

２．輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第51回）と同様の形式で各１問出題する。

⑵　試験合格のためには、上記３．⑴の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。